

平成27年 3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

○4番（渡辺厚子さん） 議場の皆様、おはようございます。公明党の渡辺厚子でございます。私は、平成25年の6月議会から、毎回、議会質問の際は、冒頭の自己紹介で手話表現に努めてまいりました。今日で8回目になるんですけれども、実は、微妙に若干違うところがございます、お気づきの方はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないと思うんですけれども、今日のように朝の質問の際には、挨拶を「おはようございます」とさせていただきまして、午後に質問があるときには、「こんにちは」としているんです。ですけれども、日常的に手話をお使いになっている方は、朝とか午後の表現を省きまして、これだけで「こんにちは」という感じで使っておられます。

実は、この表現について、すごく記憶にとどめているエピソードがございます、それは2年前の4月のテレビのニュースなんですけれども、それは桜を見る会という、1年に1回、新宿御苑である会なんです、そこで多くの参加者の前を通られる主催者が、あるとき一瞬遠くの方にいる方を見ながら、こういうふうにされたんですね。ちょうど私も手話の勉強を始めていた頃でしたので、ああ、これは向こう側で手話で挨拶された方に答えたんだというのが、一瞬でわかることができたんです。主催者というのは、安倍総理のことなんですけれども、公の立場の方というのは、やはりそういったいろんなコミュニケーションの仕方というのを知っておくということが、大事なのかなというふうに感じたエピソードです。また後ほど本題で触れさせていただきますけれども、障害者差別解消法が施行されるようになりますと、さまざまな行政関係の職員も合理的配慮を求められることになりますので、「こんにちは」であるとか、「ありがとうございます」等の簡単な手話は、皆さんが使っていたけるようになるといいなと思っております。

それでは、本題に入ります。

今回、私は、大綱1点、学びや暮らしの安心につなげる早期対応の体制整備について、質問させていただきます。

安心というキーワードは、市のホームページの市議会会議録で検索してみますと、膨大な数の文書があります。つまり、多くの議員が安心・安全について取り上げてきましたので、それだけ市民生活にとって重要なテーマであるということだと思っております。私も、ちょうど初当選した4年前は、東日本大震災の直後でありましたので、以後、防災対策や健康課題を中心に、命を守るためにいかにして安心できる環境を築けばよいのかを問い続けてまいりました。今回の質問では、子どもの学びと晩年の暮らしへの安心にかかわるテーマでお聞きしたいと思います。子どもの学びは、子どもだけではなく、その保護者である子育て世代にもかかわり、また、晩年の暮らしについては、子育てを終えて、親を支える世代にとっても、深くかかわる問題です。そして、今回の焦点は、国の方針を受けて、現場の自治体が対

応しなければならぬ課題を、中項目 2 点に絞って質問させていただきます。

まず、中項目 1 点目として、学校における障害者差別解消法施行の対応についてお尋ねします。

2013 年 6 月に成立した、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法は、障害者基本法第 4 条の理念をより具体化したものとして、2016 年 4 月に施行されることになっています。この基本法の第 4 条では、1、差別する行為を禁止、2、社会的バリアを除くための合理的な配慮をしないと差別になると定めており、差別解消のための措置は、教育、公共交通、医療、雇用、行政機関による活動など、広範囲な分野が対象となっています。とりわけ学校という環境は、子どもたちが日中のほとんどの時間を過ごす場であり、多くの子どもたちがともに学びながら、自立のための成長をはぐくむ大切な環境です。その意味におきまして、私は、学校における差別解消のための措置については、どこよりもしっかりと対応すべきものと考えています。そこで、2016 年度の施行に向けて、本市の学校での対応準備がどのようになっているのかを確認したいと思います。初めに、この障害者差別解消法が施行されることによって、教育現場では従来とどのような変化があるのかをお尋ねします。

次に、木更津市においては、特別支援教育ガイドラインに基づいた継続的なサポート体制を整えてきていると理解しておりますが、解消法の施行に合わせた変化があるとすれば、具体的な対応はどのようになされるのか、お聞かせください。

中項目 2 点目は、認知症初期集中支援チームについてお伺いします。

本年 1 月 27 日に発表されました認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランは、現在の計画にかわる新戦略として実施されることになりました。その中で、全市町村が 2018 年までに取り組むべき施策として、認知症初期集中支援チームの設置が挙げられています。これは、従来のケアが認知症の人が行動、心理症状などにより危機が発生してからの事後的な対応が主眼であったことを踏まえて、今後の目指すべきケアを、危機の発生を防ぐ早期・事前的な対応に基本を置くものとするためであるとのことです。そこで、国家戦略として取り組むべき認知症対策の重要な位置付けとなった、初期集中支援チームについて、本市ではどのように体制を整えていくのか、確認させていただきます。

初めに、1、認知症初期集中支援チームの構成は、どのようなメンバーがどのような役割を担うことになるのでしょうか。

2、支援の対象者についての基準はどうでしょうか。

そして、3、チームの具体的な活動内容はどのようなものなのでしょうか。

4 点目、2018 年度までにスタートするために、どのようなスケジュールで進めていくのでしょうか。

最後に、チームの活動を円滑にするための課題にはどのようなことがあるのか。

以上、5点についてお聞きしまして、最初の質問を終わります。

○教育部長（鹿間和久君） 私からは、大綱1、学びや暮らしの安心につながる早期対応の体制整備についてのうち、中項目1、学校における障害者差別解消法施行の対応についてお答えいたします。

初めに、障害者差別解消法の施行がされることにより、教育現場では従来と何が変わるのかというお尋ねですが、学校では、既に平成19年4月から、特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、全ての学校において、障害のある児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなっており、昨今では、特別支援教育をさらに推進し、障害のある子ども、障害のない子どもたちが同じ場でともに学ぶことを追求する、インクルーシブ教育システムの構築が求められております。このように、教育現場では、平成19年度より、障害者支援の制度や考え方が確立されておりますので、障害者差別解消法の施行を受け、制度改革等が新たに行われるということはないと認識しておりますが、学校においては、教職員研修により教職員の人権意識の高揚を図り、障害を持った子どもたちに必要な配慮をさらに充実していくとともに、差別をしない子どもたちを育成していくための、心の教育の一層の強化を図っていく必要があると考えております。

次に、2点目、本市の具体的な対応でございますが、まず、道徳、特別活動等を中心に、思いやりの心を育む心の教育を推進し、社会科などの教科指導で、人権意識の高揚に努め、障害者を差別しない社会の一員となれる、子どもたちの育成に努力しております。制度といたしましては、就学指導委員会の充実がございます。教育委員会では、小中学校・特別支援学校・児童相談所の各職員及び医師等による就学指導委員会を組織し、諸検査、保護者面談等を実施し、子どもたちの実態を的確に把握することに努め、通常の学級、特別支援学級、特別支援学校等、適切な就学先の検討、判定をし、保護者にお知らせしております。

また、木更津市特別支援連携協議会では、教育部以外の健康推進課、子育て支援課、障害福祉課、専門家である医療機関などとの連携を密にし、障害のある児童・生徒の実態を的確に把握することに努め、専門家による総合的かつ慎重な教育相談体制を整えております。さらに、小学校低学年を中心に、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の支援に当たるため、スクール・サポート・ティーチャーを平成18年度より配置しており、平成26年度は市内15校に16人を配置いたしました。

なお、まなび支援センターでは、他の自治体に例のない、就学前の年長児全員の言語検査を実施し、必要に応じて通所及び就学相談につなげております。また、小中学校と特別支援学校の連携により、特別支援学校に通学する子どもたちが、居住地の子どもたちとの関係を深められるように、市内小中学校と特別支援学校の交流を図り、交流学习や共同学習の機会

を設けております。

今後、以上のような取り組みの一層の充実を図り、差別のない社会づくりの推進力となれるような子どもたちの育成に向け、努力してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○福祉部長（奥出淳一君） 私から、大綱 1、中項目 2、認知症初期集中支援チームについて、お答えをいたします。

1 点目、認知症初期集中支援チームの構成でございますが、メンバーとその役割についてはどのことでございますが、まず、国の要綱では、この支援チームは、地域包括支援センターまたは病院などに設置するということになっております。チーム員は、医療保健福祉に関する国家資格を有する保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉士などの専門職で、認知症ケア実務経験及び在宅ケア実務経験が各 3 年以上あり、さらに国が定める認知症初期支援チーム員研修を受講し、試験に合格した者が 2 名以上必要となります。さらに、そのほかに日本老年精神医学会もしくは日本認知症学会の定める専門医、認知症疾患の鑑別診断等の専門医医療を主たる業務とした、5 年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症の確定診断を行うことができる、認知症サポート医である医師 1 名の、合計 3 名以上で構成することとなっております。その役割としては、専門職は支援者の観察、評価などを行うため、主に訪問活動を行い、医師はチーム員をバックアップし、主に専門的見識からの指導・助言を行うものでございます。

2 点目、支援の対象者でございますが、その基準は、認知症初期集中支援チームの支援の対象となる人は、原則 40 歳以上で在宅生活をしている人で、認知症またはその疑いがあり、主に医療・介護サービスを受けていない人でございます。このような方に対してアプローチをしてまいります。また、認知症の人で、既に医療・介護サービスを受けていますが、認知症の行動・心理症状が顕著で、対応に苦慮しているという人も対象になります。

3 点目、活動内容でございますが、チームの具体的な活動内容の 1 つ目は、支援チームの普及啓発であり、地域住民や関係機関・団体にチームの役割、機能を周知し、情報提供などの協力依頼をすることです。2 つ目は、認知症初期の集中支援の実施として、チーム員が本人宅を訪問し、該当者の観察、評価を行い、専門医療の受診、介護保険サービスへつなげることであります。なお、このような支援はおおむね 6 ヶ月間、集中的に行い、自立生活のサポートをしてまいります。

4 点目、チーム設置までのスケジュールでございますが、2018 年度までにスタートするため、認知症初期集中支援チームの設置に当たっては、平成 27 年度中に、医療・介護に携わる関係者などから構成される、初期集中支援チーム検討委員会を設置し、そこで設置場所や構成メンバーを検討し、チーム員の研修受講、予算措置などの具体的準備を進めてまいり

ます。

5点目、チームの活動を円滑にするための課題でございますが、現段階で想定されます課題は、まず、先ほど申し上げましたように、支援チームの構成員の条件がかなりハードルの高いものとなっているため、構成員の選出が難しいことが考えられます。また、支援を必要としている方々をピックアップしていくために、家族、地域住民の気づき、かかりつけ医での受診や地域包括支援センターへの相談などから、情報を得る仕組みづくりが必要と考えております。そして、支援を開始した後、どの時点で支援チームとしての支援を終了とするかの判断、そういったことが課題となってくると思われます。

私からは以上でございます。

○4番（渡辺厚子さん） ありがとうございます。

それでは、何点か再質問させていただきます。

初めに、学校の方ですけれども、先ほどご答弁の中で、昨今ではインクルーシブ教育システムの構築が求められているというふうにありましたが、特別支援教育とインクルーシブ教育システムの関係について、少しご説明をお願いします。

○教育部長（鹿間和久君） 障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた、主体的な取り組みを支援するという基本理念は、共通のものであると認識しております。インクルーシブ教育システムが、最終的に目指しているものは、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ共生社会であると言われておりますので、そういう意味からは、特別支援教育をさらに推進していくことが、インクルーシブ教育システムの構築につながると言ってよいのではないかと考えております。

○4番（渡辺厚子さん） インクルーシブ教育という言葉自体が、まだ余り聞きなれていない言葉だなと、自分は思っているんですが、そんな中でも、自分が具体的なイメージとして、あるドキュメンタリー番組を思い出すんですね。それは、ご存じの方も多いかもしれないんですが、大阪市立大空小学校の1年間の様子を追ったドキュメンタリーなんです。この大空小学校は、当時、児童数220人のうち30人が特別な支援を必要とするお子さんで、その子どもたち全員がみんなと同じ教室で学ぶということです。全ての子どもの学習権を保障する学校をつくるという理念で、木村泰子校長の強力なリーダーシップと、校長自身が全校生徒へのかかわりをすごく密にしていって、教職員と保護者と地域が一丸となって、まさに今言われたようなインクルーシブ教育を実践しているように、私は思い出されます。

ちなみに、この民法で放送されたドキュメンタリーですけれども、映画版になりまして、「みんなの学校」というタイトルで、この2月から上映が始まっております。その初日上映満足度というのが、数ある映画の中で今のところはナンバーワンだったというデータがある

そうなので、この大空小学校のあり方というものを、多くの人が望んでいる姿なのかなというふうに、私は思っています。興味のある方は映画をご覧になっていただけたらと思います。

さて、教育の現場で障害者差別解消法の施行によって、制度的には大きく変わるところはないんだというご答弁だったと思いますが、これまでの特別支援教育の取り組みの、本市の具体例をお示しいただきました。そこで、何点かお聞きしたいと思います。

初めに、就学指導委員会の就学先判定の結果についてですが、過去の議会質問でも、93%の保護者から同意を得られている状況と聞いておりますが、障害者差別解消法施行後はこの数字というのはどう変化していくのか、お答えいただけますでしょうか。

○**教育部長（鹿間和久君）** 子どもの就学先については、最終的には保護者の考えで決まることとなりますが、就学指導委員会の判定に同意している保護者が93%という数字は、高い数字であると認識しており、これは本市の就学指導委員会が保護者との連携、相談をできる限り緊密に行っている結果であると考えております。障害者差別解消法の施行がこの数字に直接与える影響は少ないと思いますが、今後もできるだけ多くの保護者に同意していただけるような就学指導に努めていくことが、大切であると考えております。

○**4番（渡辺厚子さん）** 支援を必要とするお子さんや保護者にとっては、学校へ入学する前の連携と相談というのが、特に重要なんだと思います。今お話がありましたように、本市はそこを丁寧に取り組んでいるというふうに理解しました。この点につきましては、先月、特別支援連携協議会が主催されました講演会、私も参加させていただいたんですけども、その講師の先生、臨床心理士であり千葉県スクールカウンセラー、またスーパーバイザーであられる先生が講師をされたんですけども、その先生からも、この就学前の本市の取り組みについて、お褒めの言葉をいただいております。

それでは、次に、入学後についてお聞きしたいんですが、学校に入学した後、事故や病気などによって、視覚や聴覚などに障害を有するようになった場合は、本人や保護者の希望があれば、特別支援学校の方へ転校せずに、在籍校で対応をしていただけるのでしょうか。

○**教育部長（鹿間和久君）** 不慮の事故で障害を有するようなことになってしまった場合につきましても、その障害の状態をできるだけ的確に把握した上で、保護者、学校、教育委員会の相談を密にして、その不慮の事故に遭った子どもが自立していくためには、どの場所でどのような支援をすることが一番適切なのかを話し合い、対応していくこととなると考えております。そして、在籍校で学習していくという結論になった場合には、学校と教育委員会の連携を密にし、施設面や指導面等で、できる限りの対応をしていきたいと考えております。

○4番（渡辺厚子さん） それぞれの体の状態とか、支援の必要な度合いというのを個別にしっかりと検討していただきまして、どこで学ぶのが一番いいのかも、ご本人、当事者としてしっかり話し合っただけをお願いいたします。

関連なんですけれども、身体的な障害に比べて、なかなかわかりにくい障害として、最近、耳にすることがあるかと思えますけれども、なかなか理解されにくいという、性同一性障害の対応についても大丈夫でしょうか。

○教育部長（鹿間和久君） いわゆる性同一性障害につきましても、特別に支援が必要な児童・生徒ということになると考えますので、その他の障害と同様な対応になるものと考えております。

○4番（渡辺厚子さん） よろしくお願ひします。性同一性障害については、昨年初めて実態調査というのが行われたそうで、全国3万7,000校の小、中、高、特別支援学校合わせて、1,300万人を対象に実施した中で、学校に相談できたというのは、606人いらしたそうです。そのうち障害を明らかにして生活しているというのは、2割のお子さんだというふうに聞いております。潜在的に悩んでいる子どもはもっとたくさんいて、自傷行為をしたり、自死を考える割合も高いと聞いています。とても難しい課題だと思うんですが、相談を受けた場合にはしっかりと対応し、配慮してあげてください。

そうしたさまざまな個別の対応と申しますか、配慮の提供について、どこで検討するのでしょうか。

○教育部長（鹿間和久君） 特別支援連携協議会に属する他の関係機関から情報を得ながら、一人ひとりの子どもの実態を的確に把握したり、適切な支援に関する意見なども頂戴することもあります。どのような支援、配慮が適切であるかを具体的に検討していくのは、あくまでも保護者と学校と教育委員会の三者であると考えております。

○4番（渡辺厚子さん） 最初にもお話ししましたように、特別支援教育に関するガイドラインというのを、本市が作成している中で、3番目がもうできているということなんですけれども、その中に、学校におけるサポート体制一覧というところで、タイプ1、2、3というふうに分かれていまして、重層的な支援ができるような仕組みになっているなというふうに感じております。進化してきたなというふうに感じています。

そこで、次に、スクール・サポート・ティーチャーについてお聞きします。

スクール・サポート・ティーチャーの配置については、これまでの計画どおりにいくんでしょうか。障害者差別解消法施行によって、全校配置について急速に加速するなどということはありませんでしょうか。

○**教育部長(鹿間和久君)** S S Tの配置につきましては、議会や関係部局のご理解のもと、平成18年度の4名からスタートし、本年度は16名の配置まで拡大してまいりました。平成27年度におきましても、1名の増員を予定し、予算措置をさせていただいているところでございます。予算確保等の課題もありますので、すぐに全校配置というわけにもまいりませんが、学校や保護者からの配置拡大を求める声も大変多くなっていることから、今後も関係部局との協議を行いながら、配置拡大について努力してまいりたいと考えております。

○**4番(渡辺厚子さん)** わかりました。ここ数年の推移では、年度ごとにお一人ずつ増えているようなのですが、必ずしも年に1人増やすということが決まっているわけではないのでしょうか。例えば、今後の人数によっては、複数配置というのもあり得るのでしょうか。

○**教育部長(鹿間和久君)** 毎年1名増員ということを、決して決めているわけではございません。さまざまな課題解決のための予算配分の中で、総合的に判断した結果でございます。過去には、平成19年度には5名、平成23年度、25年度には2名増員をしておりますので、複数の増員も可能であると考えております。木更津市独自のS S Tの配置につきましては、近隣市の中には市採用の教職員を縮小している市もある中で、本市は議会、関係部局のご理解、ご支援により、ほぼ毎年増員している状況でございます。

○**4番(渡辺厚子さん)** 予算の関係で、直ちに全校配置というわけにはいかないというのは、私も理解しています。耐震補強工事等もありますので、教育予算というのは、そこにとっている部分が大きいと思いますけれども、平成27年度に実質完了した暁には、このソフト面というか、人員増も加速できるものかなと、期待したいと思っております。

このS S Tにつきましては、「木更津教育」という、まなび支援センターで発行している、取り組みの成果等がまとめられているものがあるのですが、その中で特別支援教育の推進というところでは、やはりもちろん担任の先生等の学級経営能力といいますか、特別支援にかかわる専門性も必要なので、高めていかなきゃいけないねという課題もあるんですが、実際、このスクール・サポート・ティーチャーを配置したことによって、担任の先生の精神面・肉体面での負担が軽減できたということも書いてありますので、多くの先生で多くの生徒さんにかかわれるということは、先生方にとっても教える立場の環境にとっても、いいことなんだろうと思いますので、その辺の拡充も期待したいと思いますので、よろしく願います。

次に、ことばの教室について1点お聞きしたいんですが、現在、第一小学校、波岡小学校、畑沢小学校、祇園小学校、高柳小学校、聞こえの教室は祇園小にあるということで、5校にあるんですが、今後もこのことばの教室については、今の状態でいかれるのでしょうか。

○**教育部長（鹿間和久君）** ことばの教室については、県費負担教職員で運営されていますので、増減については、あくまでも県の判断ということになります。市といたしましても、県に対しまして、毎年増員してほしい旨、要望を上げておりまして、今、議員がおっしゃったように、平成24年度、25年度の2ヶ年で、第一小学校、波岡小学校、畑沢小学校、合計3学級の増を実現してきたところでございます。

○**4番（渡辺厚子さん）** それでは、県の方針として、障害者差別解消法の施行に向けた予算面での拡充予定というのは、聞こえていないのでしょうか。

○**教育部長（鹿間和久君）** 県教育委員会に確認したところ、昨年7月に、公立学校の副校長・教頭対象の、インクルーシブ教育システム研修会を実施し、その中で、障害者差別解消法の施行についての説明を行ったということでした。その際、障害者差別解消法施行に向けた予算拡充の予定はないとのことでした。

○**4番（渡辺厚子さん）** 千葉県は、全国に先駆けて、障害者の差別をなくす条例を定めた県であります。この障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の制定については、県議会の中でも強く推進してきた公明党でありますので、私もそのネットワークを活かして、県議会経由で特別支援に係る予算の拡充も求めていきたいと思っております。

先ほどの答弁の最後の方でご説明がありました、小中学校と特別支援学校の連携による交流の、具体的な活動をもうちょっと教えていただけますか。

○**教育部長（鹿間和久君）** 小中学校と特別支援学校の交流学習は、特別支援学校に通学している子どもの保護者の希望に基づいて行われるものでありまして、本年度は2名の保護者が希望し、それぞれが居住する学区の小中学校での交流学習を行ったところでございます。

○**4番（渡辺厚子さん）** わかりました。

今お話しいただいた交流学習と同様かなというふうに、自分は思っているんですが、そういう体験をした親御さんのブログというのを、どちらかの方かは覚えていないんですけども、見たことがあります。重度の障害があって特別支援学校に通うお子さんと一緒に参加した、その方が、帰る前に交流学習で一緒に過ごした生徒たちに向けて、このようにおっしゃったんですね。話したということなんです。今日みんなが、何も話すことができない、この我が子に接するときに、手を触ったり目の動きやわずかな顔の動きをじっくり見たりして、この子が何を感じて何をしたいと思っているのかを考えてくれていました。どうか、この子にしてくれたように、皆さんの周りの人に対しても接してみてくださいということを話されたそうです。

障害者差別解消法も、決して手帳を持っている人に対する差別を云々と言っているのでは

ありません。また、障害とは理解と支援を必要とする個性であるという言葉も聞いたことがあります。木更津市が障害者差別解消法の施行を前に、慌てて何かを取り組もうとするのではなくて、これまで同様、丁寧に対応していけばよいということを確認できて、安心しました。そして、何よりも、最初のご答弁にありましたように、差別のない社会づくりの推進力となれるような子どもたちの育成に向けて、心の教育の一層の強化を図っていくという点に、私は大いに期待したいと思っております。

それでは、中項目2点目についての再質問に移らせていただきます。

認知症初期支援チームの一員となる、認知症サポート医というのは、市内に何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○福祉部長（奥出淳一君） 県の公表資料によりますと、認知症サポート医は市内に3名、近隣3市を含めて4市では7名の医師が、サポート医として登録をされております。

なお、先ほどご答弁いたしましたとおり、認知症初期集中支援チームの一員となれる認知症サポート医は、さらにほかの要件が必要であります。今申し上げました、公表されている登録医師がその要件に該当するかは、現在のところ確認できておりません。

以上でございます。

○4番（渡辺厚子さん） それでは、認知症サポート医、ハードルが高いとおっしゃっていましたが、少ないんだなというふうに思うんですが、認知症初期集中支援チームの構成というのは、市単独で行わなきゃいけないのか。それとも、広域で考えていくという予定もあるのでしょうか。

○福祉部長（奥出淳一君） 地域の実情というものを詳しく把握する必要がございますので、できれば市単独の独自チーム、独自事業でのチームの形成というものを目指していきたいと考えています。しかしながら、認知症サポート医がチーム員となるということから、医療との連携の強化というものを考えて、広域でチーム構成を行うということも、考慮していきたいというふうに考えてはおります。

○4番（渡辺厚子さん） わかりました。最初の答弁にありましたように、平成27年度に検討委員会を立ち上げて、細かいことはということなので、お答えいただける範囲というのはちょっと限られているのかなと。これから詰めていくということですので、余り細かいことは伺えないのかなと思っておりますけれども、新オレンジプランでは、認知症初期集中支援チームとあわせて、認知症地域支援推進員の配置も義務づけられているといたしますけれども、その役割というのはどんなことなんでしょうか。

○福祉部長（奥出淳一君） 認知症地域支援推進員は、新オレンジプランでは、2018年度からは全ての市町村で配置するというようになっております。その役割でございますけれども、その1つ目は、認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センターや医療機関、介護サービス事業者、認知症サポーターなどの、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための事業を行います。具体的には、関係機関のネットワークの形成、認知症ケアパスの作成・普及などが考えられます。役割の2つ目として、地域における認知症の人とその家族を支援する相談体制を構築するための事業で、認知症の人やその家族からの相談に対応する相談支援、初期集中支援チームとの連携による関係機関へのつなぎ役、また多職種協働の研修の実施、認知症カフェの開催などが想定されます。

以上です。

○4番（渡辺厚子さん） それでは、資格というか、どういう人が認知症地域支援推進員になれるのか。また、どれくらいの人を配置を想定しているのでしょうか。

○福祉部長（奥出淳一君） 認知症地域支援推進員につきましては、保健師、看護師、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士などの国家資格を持ち、さらに国が定める研修を受講することが必要となります。

なお、この研修については、平成27年度に県で実施を検討していると伺っております。また、必要な人数でございますけれども、各市に最低1名の配置が必要とされておりますけれども、本市におきましては、複数名の養成を目指していきたいと考えているところでございます。

○4番（渡辺厚子さん） わかりました。いろんな立場の人が認知症にかかわってくださるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

では、次にお伺いしたいんですが、さっきご答弁にありました、認知症地域支援推進員の役割の中で、認知症カフェというのがありますが、これはどのような内容になるのでしょうか。また、本市の取り組みはどのようなふうに考えているのでしょうか。

○福祉部長（奥出淳一君） 認知症カフェとは、認知症患者、そして、その家族、地域の住民など、認知症患者を取り巻く方々が集まって、カフェという名前のとおり、お茶やお菓子を楽しみながら、家族にとりましては同じ立場の人たち同士悩みを話し合ったり、情報を交換したりする場所であります。また、地域の住民にとりましては、認知症患者への理解を深めていただくための場所となると考えております。

本市では、第6期介護保険事業計画で、認知症家族交流会の定期的な開催を位置づけてお

りますが、この交流会から認知症カフェの運営へつなげていけるよう、支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（渡辺厚子さん） わかりました。

1点、認知症カフェの名称につきましては、ご一考いただきたいなというふうに思います。視察に行きました長野市を初め、多くの先行自治体が、モデル事業としてもう先に幾つかの自治体がやっておりますけれども、オレンジカフェにしているところが大変多いようですので、親しみやすい、よいネーミングを考えていただきたいなと思います。

次に、これは難しいかなと思うんですが、支援が必要と思われる初期段階の対象者に関する情報収集についてなんですが、当事者家族からの相談以外は難しいんだろうなと、私は、どんな感じで情報を当事者以外からは得られるのかなというのが、まだよくわかっていないんですが、専門職以外では、どのような立場の人が役割を担うことになるのでしょうか。

○福祉部長（奥出淳一君） 当事者以外の情報収集先につきましては、まず認知症サポーター、それから高齢者見守りネットワーク事業者、そのほか近隣住民などを想定しております。

○4番（渡辺厚子さん） 認知症高齢者の見守りとして、木更津市高齢者見守りネットワークが立ち上がっておりますけれども、今現在どれぐらいの事業者が加わっていただいているのでしょうか。

○福祉部長（奥出淳一君） 現在、22事業者にご協力をいただいております。

○4番（渡辺厚子さん） 多くの方に見守りをしていただくというのは、大事なことだと思いますので、この事業者がどんどん拡大していくことを希望しております。

次に、今後、認知症に対する新たな啓発事業というのは、考えていらっしゃいますでしょうか。

○福祉部長（奥出淳一君） 今後、認知症患者や家族がいつどこでどのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるような、認知症ケアパスの作成と普及、また、これまで行ってまいりました認知症サポーター養成講座を、学生などの若い世代をターゲットとして実施してまいりたいというふうに考えております。また、これまでの認知症サポーター養成に加えまして、この養成を修了した人へ、フォローアップ研修を企画し、地域における認知症を支える人材の育成を図ってまいりたいと、そのように考えております。このような認知症施策を進めることが啓発となり、認知症高齢者やその家族に対する理解が深まっていくものと考えております。

○4番（渡辺厚子さん） わかりました。検討委員会でこれから具体的に進めてくださるといふ、初期集中支援チームについてお伺いしたんですけれども、本当に何よりも多くの人たちが認知症について正しく理解することが大切だと思っております。

教育民生常任委員会で視察しました、先ほども言いましたけれども、長野市でも、9月21日がアルツハイマーデーということで、それを挟んだ9月1ヶ月間を、認知症啓発月間として、さまざまな啓発をされているということをお聞きしました。このサポートチームは、訪問による初期段階からのサポートですので、メンバーの人材確保を初め、課題もあって大変な事業だと思います。認知症対策の柱として、くまなく全国で実施するようになった課題なんですが、木更津市の安心につなげるために、ぜひとも頑張っていたいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。